

総合研究大学院大学  
文化科学研究科  
地域文化学専攻・比較文化学専攻

博士論文出願の手引き  
（課程博士用）

2020年11月 教育研究委員会・合同専攻委員会承認

2021年4月 様式一部改訂（様式15・様式16・資料17）

# 目 次

1. 学位論文審査の概要	p.2
2. 予備審査について	p.4
3. 本審査について	p.11
4. 審査合格後の手続きについて	p.20

## 【問い合わせ先】

博士論文出願に関するご質問等は下記までご連絡ください。

○国立民族学博物館研究協力課研究協力係

Tel: 06 - 6878 - 8308, 8236

E-mail: souken@minpaku.ac.jp

○総合研究大学院大学学務課教務係

Tel: 046 - 858 - 1523, 1524

E-mail: kyomu@ml.soken.ac.jp

# 1. 学位論文審査の概要

## [概要]

博士論文審査は年に2回行われる。全体の流れは以下の通りである。

地域文化学専攻・比較文化学専攻（以下、当専攻）内で行う手続きとして、学生は予備審査に出願し、予備審査委員による論文審査を受ける。予備審査に合格した者は、予備審査委員より出された意見にしたがって修正を施した論文を、本審査に出願する。本審査では、本審査委員による論文審査と口述試験および論文公開発表会が行われる。

本審査に合格した者は、文化科学研究科教授会（以下、教授会）において学位授与の可否が諮られ、そこで認められた者に学位が授与される。

## [予備審査から学位授与までのスケジュール]

		9月修了者	3月修了者
予備審査	出願	随時受付（～3月15日まで）	随時受付（～8月25日まで）
	審査終了時期	5月中旬	10月中旬
本審査	出願期間	6月15日～6月20日	前年11月1日～11月6日
	審査・発表会・ 口述または筆記試験	7月下旬～8月下旬	前年12月下旬～1月下旬
	審査終了	9月上旬	2月上旬
文化科学研究科教授会		9月中旬	2月下旬
学位授与式		9月下旬	3月下旬

\*ただし、出願の受付は期間内の平日（9時～12時、13時～17時）のみとする。

## [学位の種類]

当専攻で取得できる学位は、博士（文学）または博士（学術）である。どちらの学位で出願するかは、論文内容に基づき、指導教員と相談して決める。

## [予備審査の出願要件]

予備審査への出願に際して、次の要件を充足することを確認し、主任指導教員の承認を得ること。

- (イ) 予定される修了（学位取得）までの在学期間が3年以上（優れた研究業績を上げた者については1年以上）であること。
- (ロ) 所属する全国学会又は外国の（国際的）学会の機関誌、若しくはそれに準ずる査読付き学術雑誌に、1編以上の論文または研究ノートに掲載していること。専門の学会において、1回以上研究発表していること。
- (ハ) 前各号と同等またはそれ以上と認められる研究業績を有すること。

## [本審査の出願要件]

本審査への出願は、次の要件を充足すること。

- (1) 修了までの在学期間が3年以上（優れた研究業績を上げた者については1年以上）であること。

- (2) 所定の単位（自専攻の必修科目 8 単位、地域文化学専攻および比較文化学専攻専門科目より 8 単位以上）を含む 16 単位以上を、所定の出願期間までに修得済であるか、確実に修得の見込であること。
- (3) 必要な研究指導を受けていること。
- (4) 所定の学費を納めていること。
- (5) 別に定める「予備審査」に合格していること。

#### [予備審査の有効期限]

予備審査合格の有効期限は、審査結果が承認された専攻委員会の開催日から 1 年とする。なお、有効期限 1 年間の間に申請できる本審査は、予備審査直後とその次の回の計 2 回である。それを経過した後博士論文審査を申請する場合は、あらためて予備審査から出願するものとする。

なお、有効期限内であっても、在学年限が過ぎてしまった場合は、その時点で予備審査合格は無効となる。

#### [課程博士適用者について]

当専攻に 3 年以上在学し、所定の単位 16 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位を取得せずに退学した者が、退学時から 3 年以内に学位授与に関わる所定の手続きをすべて（予備審査申請からはじまり、本審査申請を経て、博士論文審査および試験に合格し、学位記を授与されるまで）終了した場合、その学位は課程博士として扱う。これを「**課程博士適用者**」という。ただし、予備審査および本審査の申請は、論文博士の手続きに従って行うこととする。

なお、在学期間は所定の 3 年間に延長 2 年間を加え、最長 5 年間である。特別な事情のある場合は、さらに通算 2 年までの休学が認められる。

## 2. 予備審査について

### [予備審査の出願要件]

予備審査への出願に際して、次の要件を充足することを確認し、主任指導教員および副指導教員の承認を得ること。

- (イ) 予定される修了（学位取得）までの在学期間が3年以上（優れた研究業績を上げた者については1年以上）であること。
- (ロ) 所属する全国学会又は外国の（国際的）学会の機関誌、若しくはそれに準ずる査読付き学術雑誌に、1編以上の論文または研究ノートに掲載していること。専門の学会において、1回以上研究発表していること。
- (ハ) 前各号と同等またはそれ以上と認められる研究業績を有すること。

### [予備審査の出願について]

予備審査の出願は随時受け付けるが、

9月末修了希望の者は、遅くとも3月15日までに、

3月末修了希望の者は遅くとも8月25日までに、出願すること。

### [予備審査の出願手続き]

「予備審査」の出願要件を充足しそれを受けようとする者は、主任指導教員の承認を得て、次の書類を専攻事務担当に提出するものとする。ただし、提出部数については、審査上の都合によって変更になる場合がある。

- (1) 博士論文予備審査出願書 （1部・別紙様式1）
- (2) 予備審査用博士論文 （4部）
- (3) 予備審査用博士論文目録 （4部・別紙様式2）
- (4) 予備審査用博士論文要旨 （4部・別紙様式3）
- (5) 参考となる他の論文資料 （4部）※該当する論文がない場合は提出不要。

\*用紙の大きさは、日本工業規格（JIS）A4縦型とする。

\*専攻事務の受付時間は平日9時～12時、13時～17時とし、時間外の受付は行わない。

また、土日祝日の受付は行わない。

### [再出願時の取り扱い]

- ・本審査で不合格となり、再度予備審査から出願し直す場合、同じ題目での出願はできない。
- ・予備審査に合格後、本審査への出願を見送り、再度予備審査から出願し直す場合は、同じ題目での出願は可能。

### [予備審査における審査基準]

以下の学位論文評価基準にもとづき、予備審査委員による審査を行う。

#### 研究目的とその背景

- ・研究目的が明確であること。

- ・問題意識に独創性がみられること。
- ・専門分野に関する十分な知識を有すること。
- ・先行研究の十分な検討がなされていること。

#### 研究方法

- ・独自の資料を用いていること。
- ・資料の収集と資料の扱い方が適切であること。
- ・分析の方法や考察が的確であること。

#### 論文の形式と表記

- ・学術論文としての体裁と形式が整っていること。
- ・論旨が明確で表記が的確であること。

#### 学術的意義

- ・研究目的が達成されていること。
- ・新たな知見を提示していること。

#### [予備審査の結果]

審査結果は、専攻委員会での審議後、出願者に通知する。

#### [予備審査合格の有効期限]

予備審査合格の有効期限は、審査結果が承認された専攻委員会の開催日から1年とする。なお、有効期限1年間の間に申請できる本審査は、予備審査直後とその次の回の計2回である。それを経過した後に博士論文審査を申請する場合は、あらためて予備審査から出願するものとする。

なお、有効期限内であっても、在学年限が過ぎてしまった場合は、その時点で予備審査合格は無効となる。

（別紙様式1）

1部提出

博士論文予備審査出願書

※西暦で記載

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

文化科学研究科 地域文化学専攻長／比較文化学専攻長 殿

出願者 地域文化学専攻／比較文化学専攻

ふりがな 氏名 民博 花子

（学籍番号 〇〇〇〇〇〇〇〇）

総合研究大学院大学文化科学研究科における課程博士の学位授与に係る論文審査等の手続き等に関する規程第3条第2項の規定に基づき、下記の関係書類を添え、博士論文予備審査を出願します。

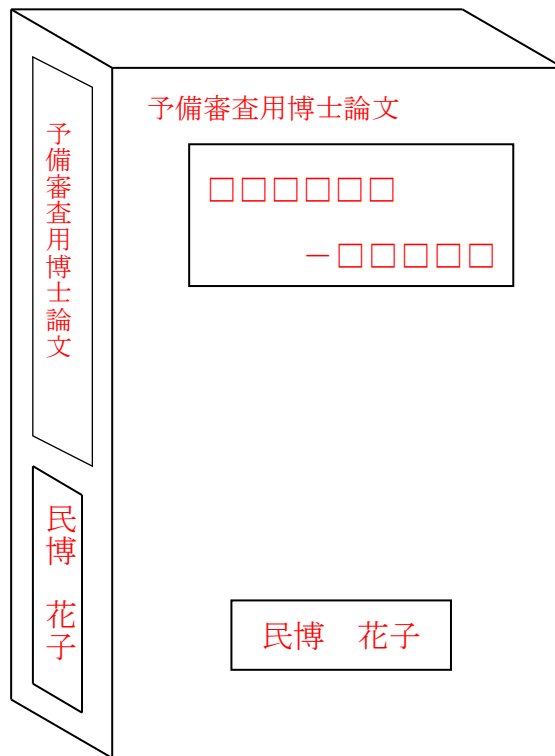
記

予備審査用博士論文	4部
予備審査用博士論文目録	4部
予備審査用博士論文要旨	4部
参考となる他の論文資料	4部

提出がなければ「なし」と記載

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格（JIS）A4 縦型とする。

## 4 部提出



用紙の大きさは、日本工業規格（JIS）A4縦型とする。



(別紙様式2)

4部提出

予備審査博士論文目録

※西暦で記載

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

出願者	文化科学研究科地域文化学専攻／比較文化学専攻 ふりがな 氏名 <span style="color: red;">みんぼく ほなこ</span> 民博 花子 (学籍番号 <span style="color: red;">〇〇〇〇〇〇〇〇</span> )
予備審査用博士論文 (1) 題目 <div style="border-bottom: 1px dashed red; height: 15px; width: 100%;"></div> (2) 冊数 △冊	
(3) 研究業績リスト 別紙のとおり	
(4) その他 <span style="color: red;">特記事項があれば記載すること</span>	

- (備考) 1. 「研究業績リスト」は、別紙で添付すること。  
 2. 和文で作成する場合は2,000字～3,000字、英文で作成する場合は1,200語～2,000語程度で作成すること。  
 3. 用紙の大きさは、日本工業規格（JIS）A4縦型とすること。



## 研究業績リスト

出願者氏名 民博 花子(文化科学研究科 地域文化化学専攻 / 比較文化化学専攻)

発行又は 発表の年月	単著 ・ 共著 の別	著書，学術論文等の名称	発行所，発表雑誌等 又は 発表学会等の名称	査読 の 有無	備考
2012年4月 予定	単著	○○○○○	『○○○○研究紀 要』第○巻、第○号、 pp65～98、○○大学	有	博士論文の第○章第○節「……」および、第○章第○節「……」に該当する。
2010年3月	共著 筆頭	□□□□□□	『□□□□』第□ 巻、第□号、pp1～ 35、□□学会	有	この論文は、博士論文の第○章第○ 節「……」に該当する。
2009年10月	単独	○○○○○	○○○学会、第○回 研究大会		
2009年9月	単著	△△△△△	『△△△△△△△ △△△』pp22～65、 △△△△出版	無	この論文は、博士論文の第○章第○ 節「……」および、第○章第○節「… …」に該当する。

※著書・学術論文と学会発表を、発表年月順（新しい順）に列記してください。

※著書・学術論文の場合、単著・共著の別（共著で筆頭執筆者の場合は筆頭と書き加えること）、論文名、掲載誌・書名、掲載号、掲載頁、査読の有無などを記入願います。備考欄には、特に博士論文の内容と密接な関連のあるものについて、論文のどの部分（章・節など）に該当するかを明示してください。さらに学界で十分な評価を受けている点があればそれも書いて下さい。

※学会発表の場合、単独・共同の別（共同で筆頭発表者の場合は筆頭と書き加えること）、発表題目、学会名、大会名などを記入願います。

※査読誌で掲載が決定しているものについては、その旨の証明書を添付してください。なお、投稿中のものは記入できません。

### 3. 本審査について

[博士論文の審査及び試験の出願要件]

博士論文の審査および試験への出願は、次の要件を充足している者に限る。

- (1) 予定される修了（学位取得）までの在学期間が3年以上（優れた研究業績を上げた者については1年以上）であること。
- (2) 所定の単位（自専攻の必修科目8単位、地域文化学専攻および比較文化学専攻専門科目より8単位以上）を含む16単位以上を、所定の出願期間までに修得済であるか、確実に修得の見込であること。
- (3) 必要な研究指導を受けていること。
- (4) 別に定める予備審査に合格していること。

[博士論文審査出願期間]

9月末修了見込みの者はその年の6月15日～6月20日、  
3月末修了見込みの者は前年の11月1日～11月6日。

[博士論文審査の出願手続き]

出願者は、主任指導教員の承認を得て、次の書類を専攻事務担当に提出する。ただし、提出部数については、審査上の都合によって変更になる場合がある。

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 博士論文審査出願書               | (1部・別紙様式1-1) |
| (2) 博士論文                    | (7部)         |
| (3) 博士論文目録                  | (7部・別紙様式2)   |
| (4) 博士論文の要旨                 | (7部・別紙様式3)   |
| (5) 履歴書                     | (7部・別紙様式4-1) |
| (6) 参考となる他の論文等（任意）          | (7部)         |
| (7) 全文の代わりに要約を公開することに関する理由書 | (1部・別紙様式16)  |
| (8) 学位論文の剽窃チェック報告について       | (1部・報告様式)    |

※提出論文の体裁は、原則として日本工業規格A4縦型とする。

※「(6)参考となる他の論文等」は、該当する論文等がない場合、提出不要。

※「(7)全文の代わりに要約を公開することに関する理由書」は、学位授与後に、論文全体に代えて要約の公開を希望する者のみ提出する。（詳細はP.21「博士論文の公開について」を参照。）

※専攻事務の受付時間は平日9時～12時、13時～17時とし、時間外および締切後の受付は一切行わない。また、土日祝日の受付は行わない。

※文化科学研究科においては、出願後の題目変更、論文や要旨の修正は認められないため、注意すること。



（様式 1 - 1）

## 博士論文審査出願書

# 1 部提出

※西暦で記載

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

出願期間内の日付になって  
いるか確認すること。

（他の書類も同様）

文化科学研究科長 殿

出願者

地域文化学専攻／比較文化学専攻

学籍番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 民博 花子

すべての提出書類において、標記を統一すること

総合研究大学院大学学位規則第 6 条第 1 項の規程に基づき、関係書類を添え、博士論文審査を出願します。

取得希望学位（付記する専攻分野） 博士（〇〇〇〇）

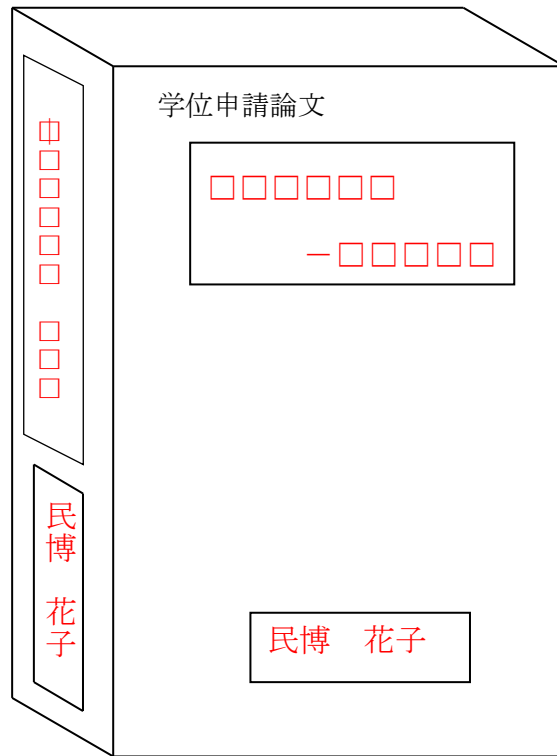
※指導教員と相談のうえ、「文学」か「学術」を記載すること。

主任指導教員印

印

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格（JIS）A4 縦型とすること。

# 7 部提出



日本工業規格（JIS）A4 縦型





# 研究業績リスト

## 7部提出

出願者氏名 民博 花子  
 (文化科学研究科地域文化化学専攻/比較文化化学専攻)

発行又は発表の年月	単著・共著の別	著書，学術論文等の名称	発行所，発表雑誌等 又は 発表学会等の名称	査読の有無	備考
2012年4月 予定	単著	○○○○○	『○○○○研究紀要』第○巻、第○号、pp65～98、○○大学	有	博士論文の第○章第○節「……」および、第○章第○節「……」に該当する。
2010年3月	共著 筆頭	□□□□□□□	『□□□□』第○巻、第○号、pp1～35、□□学会	有	この論文は、博士論文の第○章第○節「……」に該当する。
2009年10月	単独	○○○○○○	○○○学会、第○回研究大会		
2009年9月	単著	△△△△△△	『△△△△△△△△△△』 pp22～65、△△△△出版	無	この論文は、博士論文の第○章第○節「……」および、第○章第○節「……」に該当する。

- ※著書・学術論文と学会発表を、発表年月順（新しい順）に列記してください。
- ※著書・学術論文の場合、単著・共著の別（共著で筆頭執筆者の場合は筆頭と書き加えること）、論文名、掲載誌・書名、掲載号、掲載頁、査読の有無などを記入願います。備考欄には、特に博士論文の内容と密接な関連のあるものについて、論文のどの部分（章・節など）に該当するかを明示してください。さらに学界で十分な評価を受けている点があればそれも書いて下さい。
- ※学会発表の場合、単独・共同の別（共同で筆頭発表者の場合は筆頭と書き加えること）、発表題目、学会名、大会名などを記入願います。
- ※査読誌で掲載が決定しているものについては、その旨の証明書を添付してください。なお、投稿中のものは記入できません。



(様式4-1)

7部提出

履歴書

※西暦で記載 ○○○○年○○月○○日

出願者	文化科学研究科地域文化学専攻／比較文化学専攻 ふりがな みんぱく はなこ 氏名 民博 花子 (男・女)
生年月日	※西暦で記載 ○○○○年○○月○○日 生
現住所	〒565-8511 TEL 06(6876)2141 大阪府吹田市千里万博公園10番1号
連絡先	〒 TEL 090(1234)5678 同上 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">他に連絡を取れる先があれば記入。ない場合は同上と記入</span>
e-mail アドレス	○○○○@minpaku.ac. <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">学位審査時や学位取得後に各種連絡を行うことがあるので確実に連絡の取れるアドレスを記入すること。(複数記入可)</span>
年月	学歴・職歴
※西暦で記載 ○○○○年○月 ○○○○年○月 ○○○○年○月 ○○○○年○月 ○○○○年○月 ○○○○年○月 ○○○○年○月	大阪府立○○高等学校卒業 ○○大学○○学部○○学科○○専攻 入学 ○○大学○○学部○○学科○○専攻 卒業 ○○大学大学院○○研究科○○専攻修士課程入学 ○○大学大学院○○研究科○○専攻修士課程修了 総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻／比較文化学専攻博士後期課程入学 総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻／比較文化学専攻修了予定
年月	研 究 歴
※西暦で記載 ○○○○年○月 ○○○○年○月	国立民族学博物館 リサーチアシスタント (○○○○年○月) ○○事業 補助業務 (○○○○年○月)
備考	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格(JIS)A4縦型とすること。



## 4. 審査合格後の手続きについて

[審査合格後の各種手続きについて]

※課程博士用

### 1. 学位授与決定通知

論文審査に合格し、博士課程の修了要件を満たしていることが確認され次第、「学位授与決定通知書」が送付される。

### 2. 審査合格後の提出書類について

審査合格後（都合により審査期間中に連絡する場合がある）、国立民族学博物館研究協力係から下記書類の提出依頼がある。

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| (1)総研大リポジトリシステム登録書（様式 15） | 1 部        |
| (2)博士論文全文（最終版）            | 電子媒体（PDF）  |
| (3)修了後の進路先調査票             | 1 部        |
| (4)博士論文の要約                | 電子媒体（PDF）※ |

※ 「(4)博士論文の要約」は本審査出願時に「全文の代わりに要約を公表することに関する理由書（様式 16）」を提出した者のみ提出する。

※ 出願時点においては、学位授与後に論文全文を公開する予定であったが、博士論文全文（最終版）の提出までの間に、論文の全文に代えて要約の公開を要する事情が生じた場合は、「全文の代わりに要約を公表することに関する理由書（様式 16）」と(4)の要約をあわせて提出する。

### 3. 学位記及び学位記授与式

審査合格後（都合により審査期間中に連絡する場合がある）、葉山本部学務課教務係から下記についての連絡がある。

- ①学位記記載事項（氏名の漢字表記等）の確認を行うので、修正の必要がある場合はその旨回答すること。
- ②学位記授与式の開催通知を送付するので、出欠確認票に必要事項を記入し、返送すること。
- ③学位授与式に欠席する場合は、学位記送付（後日受取）申込書（開催通知と併せて送付する）に学位記の受け取り方法（手渡しまたは郵送）を記入し、返送すること。
- ④修了証明書等の発行希望を照会するので、希望する場合、申請書に必要事項を記入し、返送すること。証明書等は学位記授与式の際に交付する。（学位記送付（後日受取）申込書を提出した者については、学位記に同封する。）

#### 【博士論文の公開について】

##### (1) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨の公開

法令により、大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内に当該博士学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットにより公表する義務がある。

本学の場合は、論文審査出願時に当該学生から提出された「博士論文の要旨（様式 3）」と論文審査委員会主査の作成する「博士論文審査結果」を総研大リポジトリ（<https://ir.soken.ac.jp/>）に掲載

する。

### （２－１）博士論文の公開

法令により、博士の学位を授与された者は、授与された日から１年以内に博士論文の全文をインターネットにより公表する義務がある。

ただし、「やむを得ない理由」があると大学が判断した場合は、博士論文の全文に代えてその要約を公表することができる。

学位論文審査に出願する際は、指導教員と相談した上で、論文審査合格時に博士論文の全文に代えてその要約を公表することが適当と考えられる場合は、他の出願書類と同時に「全文の代わりに要約を公表することに関する理由書（様式 16）（以下「理由書」という。）」を提出し、学位授与決定後、博士論文全文（最終版）とあわせて「博士論文の要約」を提出すること。

参考：学位規則（昭和 28 年文部省令第九号）（抜粋）

（論文要旨等の公表）

第八条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

### ◎やむを得ない理由とは

（博士の学位論文等の公表に関するガイドライン（平成 25 年 9 月 5 日運営会議決定））：

※参考 総合研究大学院大学「博士の学位論文等の公表に関するガイドライン」（抜粋）

3 博士論文の全文に代えて博士論文を要約したものを公表する場合の事前確認

学位規則第 21 条第 2 項に基づき博士論文の全文に代えて博士論文を要約したものを公表することができるのは、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合であり、博士の学位を取得しようとする者は、そのことに留意すること。

（１）立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合

（２）著作権保護、個人情報保護、公表に伴う社会的影響等の理由により、インターネットで公表することができない場合

（３）多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合

（４）出版刊行等の関係からインターネットで博士論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合

（５）特許の出願等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合（ただし、日本の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることはできないことに留意すること）

（６）その他、専攻委員会がやむを得ないと認めた場合

### ◎要旨と要約の違いについて

「要旨」は、論文の主要なポイントを簡潔にまとめたものである。本学では、和文で作成する場合は 2,000～3,000 字、英文で作成する場合は 700～2,000 語程度で作成する必要がある。

「要約」は、課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文の主要な点をまとめたものであり、一定程度のボリュームがあり、論文内容の全体像を推測できるものでなければならない。なお、文字数制限はない。

### ◎共著論文について

博士論文の基礎となる論文等に共著者がいる場合、共著者が他の博士論文の基礎をなす論文として使用しない旨の承諾が得られていることを確認するとともに、学位授与決定後にインターネット公表を行うことについても承諾を得る必要がある。（必要に応じて、共著者から学位論文として使用することに関する承諾書を提出させること。）

### ◎個人情報の保護、著作権、特許等について

博士論文の審査、公開にあたり、個人情報の保護や著作権、特許申請に係る処理は出願者自身で処理、対応する必要がある。なお、公開後に大学に問い合わせがあった場合は、大学から本人に連絡する。

#### （２－２）やむを得ない事由の消滅時期の到来時

原則として、理由書に記載したやむを得ない事由の「消滅時期」が到来した時点で、本学附属図書館は自動的に総研大リポジトリにおいて当該博士論文の全文を公開する。

消滅時期が到来してもなお、事由が解消する見込みが立たない場合は、消滅時期より前に「博士論文のインターネット公表保留延長申請書（様式 17）」を国立民族学博物館研究協力係へ提出すること。

#### （２－３）やむを得ない事由の消滅時期を「未定」とした場合

原則として、理由書に記載するやむを得ない事由の「消滅時期」は、具体的な日付を指定する必要があるが、特別な事情があり、消滅時期の見通しが立たない場合は、「未定」とすることができる。

ただし、将来的に事由が解消した際は、速やかに本学附属図書館に「博士論文のインターネット公表保留事由の解消届（様式 18）」を提出すること。提出を受けて、附属図書館は総研大リポジトリにおいて当該博士論文の全文を公開する。

#### （２－４）やむを得ない事由の消滅時期到来前に論文全文の公開を希望する場合

理由書に記載した消滅時期の到来より早く事由が解消したため、前倒して論文全文の公開を希望する場合は、（３）と同様に、本学附属図書館に「博士論文のインターネット公表保留事由の解消届（様式 18）」を提出すること。提出を受けて、附属図書館は総研大リポジトリにおいて当該博士論文の全文を公開する。

(様式 15)

## 総研大リポジトリシステム登録書

※学位記授与式以降の日付。西暦で記載。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

附属図書館長 殿

※氏名は出願（申請）時の表記に揃える。ふりがなは不要。

氏名 民博 花子

学位規則第 21 条に基づき、下記博士論文を総研大リポジトリシステムへ登録し、当該システムを利用してインターネットにより公表することを申請します。

## 記

博士論文題目	<p>論文題目は誤字脱字に注意すること。特に英文題目の場合は大文字小文字を区別し、ピリオドやカンマ、斜体など統一すること。 (和訳・英訳は記載不要)</p>
公開希望時期	<p><input type="checkbox"/> 即時</p> <p>※附属図書館において準備が整い次第公開します。</p>
	<p>学位を授与された日から 1 年以内の指定する時期</p> <p><input type="checkbox"/> 指定時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>
	<p>学位を授与された日から <b>1 年を超える</b> 指定する時期</p> <p><input type="checkbox"/> 指定時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>※本様式と併せて「博士論文の全文に代わり要約したものを公表することに関する理由書（様式 16）」と博士論文の要約を提出いただきます。</p>

※論文題目の記載，該当する箇所への ，必要に応じて日付の記載をお願いします。

以上

(備考) 用紙の大きさは，日本産業規格 (JIS) A4 縦型とすること。



（様式16）

## 博士論文の全文に代わり要約したものを公表することに関する理由書

※西暦で記載。他も同様

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

地域文化学／比較文化学専攻長 殿

博士論文題目

著者 民博 花子

主任指導教員（在学生のみ） 〇〇 〇〇



標記論文は、下記事由により、その全文に代えてその要約したものを公表することを希望いたします。

### （1）事由

例：博士論文に使用している他者の著作物（図表〇）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていないため。

### （2）上記事由が消滅する予定時期（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）

原則として、具体的な日付を記入する必要があるが、特別の事情があり、事由の解消の見通しが立たない場合は「未定」とすること。

### （備考）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格（JIS）A4 縦型とすること。
2. 公表はインターネットの利用により行われます。
3. （2）に記載の「予定時期」が到来した時点で、自動的に総合研究大学院大学リポジトリにおいて、博士論文全文を公表します。 予定時期が到来してもなお、事由が消滅しないことが見込まれる場合は、予定時期までに、専攻長宛に「様式17（博士論文のインターネット公表保留延長申請書）」を提出すること。
4. 予定時期到来前に事由が消滅したため前倒しで全文の公表を希望する場合は、総合研究大学院大学附属図書館に「様式18（博士論文のインターネット公表保留事由の解消届）」を提出すること。
5. 特別の事情があり、事由の消滅時期の見通しが立たない場合は、（2）に「未定」と記入し、将来的に事由が消滅した場合は、速やかに総合研究大学院大学附属図書館に「様式18（博士論文のインターネット公表保留事由の解消届）」を提出すること。

※参考 総合研究大学院大学「博士の学位論文等の公表に関するガイドライン」（抜粋）

### 3 博士論文の全文に代えて博士論文を要約したものを公表する場合の事前確認

学位規則第21条第2項に基づき博士論文の全文に代えて博士論文を要約したものを公表することができるのは、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合であり、博士の学位を取得しようとする者は、そのことに留意すること。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護、公表に伴う社会的影響等の理由により、インターネットで公表することができない場合
- (3) 多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合
- (4) 出版刊行等の関係からインターネットで博士論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合
- (5) 特許の出願等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合（ただし、日本の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることはできないことに留意すること）
- (6) その他、専攻委員会がやむを得ないと認めた場合



（様式18）

## 博士論文のインターネット公表保留事由の解消届

※西暦で記載。他も同様

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

附属図書館長 殿

私が執筆した博士論文の全文について、下記公表可能日以降に、インターネットの利用による公表が可能となりましたので、届け出ます。

記

公表可能日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日以降

以上

届出者氏名：民博 花子

学位取得月：〇〇〇〇年〇〇月

学位記番号：甲 〇〇〇〇

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格(JIS)A4 縦型とすること。

